

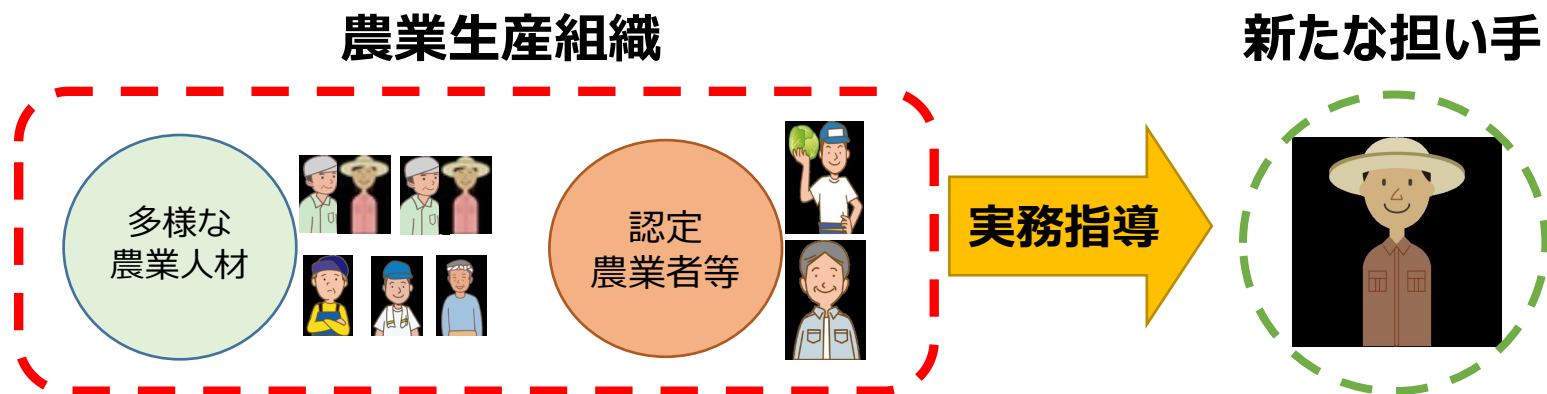
担い手確保・経営強化支援事業のうち  
**新たな担い手の育成による  
生産基盤強化緊急対策**

---

令和5年12月  
**農林水産省**

# 1 事業の目的

- 今後、人口減少社会が避けられない中で、食料の生産基盤を維持していくためには、現在の担い手ではカバーし切れない農地を担う担い手を生み出していく必要。
- 地域の多様な農業人材と認定農業者等が連携し、共同生産活動を実施しながら就農希望者に生産・加工や販路開拓等の実務指導を行う取組を支援。**



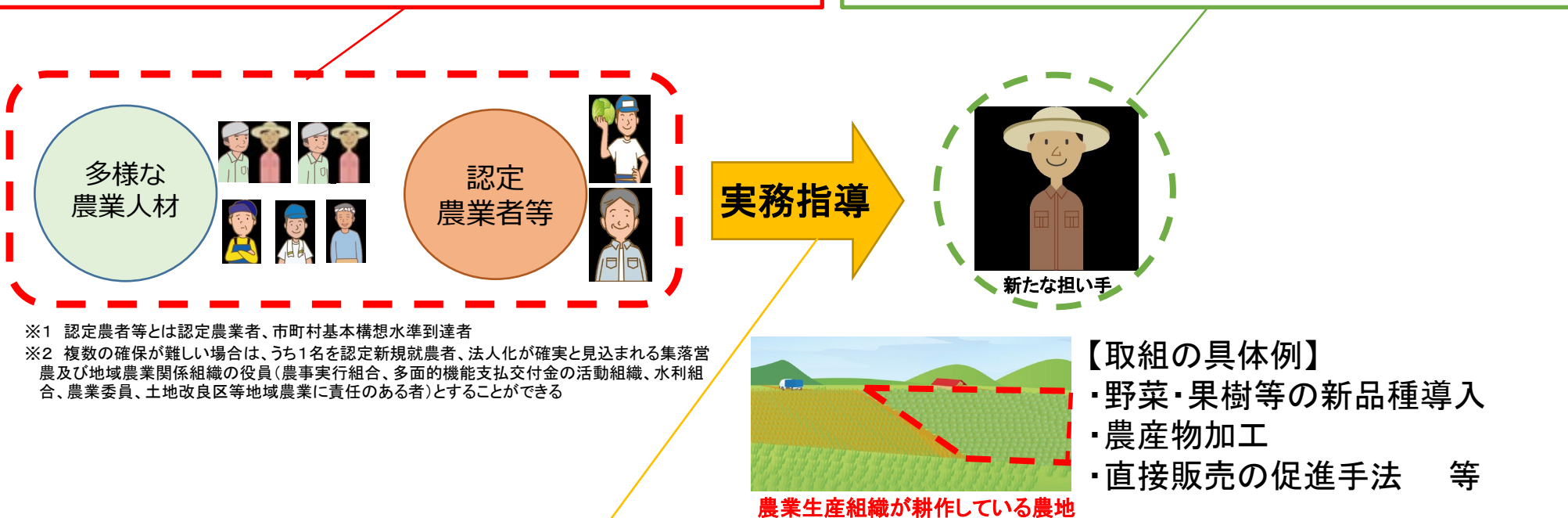
# 対策の概要

## 【助成対象者】

認定農業者等※<sup>1</sup>を複数含む3名以上の農業人材で構成※<sup>2</sup>され、かつ、市町村の策定する地域計画に位置付けられた農業生産組織

## 【要件】

新たな担い手(就農希望者)が確実に担い手となるよう、地域計画の目標地図に、5年以内に担い手として位置付けられること



※<sup>1</sup> 認定農業者等とは認定農業者、市町村基本構想水準到達者

※<sup>2</sup> 複数の確保が難しい場合は、うち1名を認定新規就農者、法人化が確実と見込まれる集落営農及び地域農業関係組織の役員(農事実行組合、多面的機能支払交付金の活動組織、水利組合、農業委員、土地改良区等地域農業に責任のある者)とすることができる

補助対象: かかりまし経費(備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、役務費、委託費、旅費、その他)

補助率: 定額

補助上限: 300万円(中山間地は優先採択。新たな担い手が複数の場合は500万円上限)

### 3 助成対象者について

#### ○ 以下の要件を満たす組織

##### 要 件

- ・ 地域計画で位置付けられることが確実な認定農業者又は市町村基本構想水準到達者を複数含む3名以上の農業者で構成されていること。ただし、上記の認定農業者及び市町村基本構想水準到達者を複数確保することが難しい場合は、1名は認定農業者又は市町村基本構想水準到達者とし、それ以外の1名は認定新規就農者、法人化が確実と見込まれる集落営農及び地域農業関係組織の役員（農事実行組合、多面的機能支払交付金の活動組織、水利組合、農業委員会、土地改良区等地域農業に責任のある者）とすることができる
- ・ 規約・定款を有し、構成員で機械等の共同利用、農作業の受託又は農業経営等を行うものであること
- ・ 市町村の策定する地域計画（案又は協議結果の取りまとめを含む）に位置付けられること
- ・ 集落営農活性化プロジェクト促進事業の対象ではないこと
- ・ 新規就農者育成総合対策のうちサポート体制構築事業の対象ではないこと

## 4 助成対象経費の内容および補助率について

| 区分    | 内容                                                                                   |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 備品費   | 事業を実施するための、取得単価が 50 万円未満の設備(機械・装置)・物品等の購入並びに必要な経費(農業用機械を除く。)(これらの据付等にかかる経費を含む)       |
| 消耗品費  | 事業を実施するための、原材料、取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費                              |
| 印刷製本費 | 事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費                                                 |
| 通信運搬費 | 事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃等の経費(通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。)                          |
| 役務費   | 助成対象者が直接実施することが困難である役務(ホームページ作成、分析等)を他の事業者等に依頼するために必要な経費                             |
| 委託費   | 事業の交付目的たる事業の一部(農作業等)を他の事業者等に委託するために必要な経費                                             |
| 旅費    | 事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。助成対象者に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程等によることができるものとする。 |
| その他   | 事業を実施するために必要な文献等購入費、複写費、収入印紙代、損害保険加入費等の雑費など他の費目に該当しない経費。                             |

補助率: 定額。補助上限は300万円とする。ただし、就農希望者が複数であって、  
時期、場所、耕種が別の場合は補助上限を500万円とする。

## 5 担い手育成計画について

助成対象者は、担い手育成計画を策定し、その実現に向けて取り組む。

### ○担い手育成計画で記載すべき事項

- 1 地域の現状及び課題
- 2 地域の活性化に向けた方針
- 3 スローガン
- 4 担い手の育成
  - (1) 組織の主な取組内容(経営面積、主な作物の生産規模、作業受託、所有機械等)
  - (2) 認定農業者等構成員
  - (3) 就農希望者
- 5 事業実施計画
- 6 成果目標

## 6 成果目標について

目標年度(R9)の成果目標として、以下の項目を設定。

(目標ポイントを選択した項目(P8)をすべて成果目標として設定。)

※就農希望者の成果目標は必須。

| 目標項目          |                      | 内容                         |
|---------------|----------------------|----------------------------|
| 【任意】<br>助成対象者 | 高収益作物等の導入・拡大         | 高収益作物や有機農産物に取組み、販売金額を増加させる |
|               | 多品目栽培の実施             | 高収益作物の品目数を増加させる            |
|               | 加工品や直売等の導入・拡大        | 加工品や直売等に取り組み、販売金額を増加させる    |
| 【必須】<br>就農希望者 | 地域計画の目標地図に位置付けられること※ | 就農希望者が地域計画の目標地図に位置付けられる    |

## 7 ポイント配分基準について①

### 取組ポイント①

| 項目            | 内容                                         | 点数                                                                                                  |
|---------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高収益作物等の導入・拡大  | 目標年度までに高収益作物や有機農産物の導入・拡大によりこれらに係る販売金額が増加する | 高収益作物等の販売額の増加に応じて加点<br>50万円以上・・・1点<br>100万円以上・・・2点<br>150万円以上・・・3点<br>200万円以上・・・4点<br>250万円以上・・・5点  |
| 多品目栽培の実施      | 目標年度までに高収益作物の品目数を拡大する                      | 品目数の増加に応じて加点<br>1品目・・・・・・1点<br>2品目・・・・・・2点<br>3品目以上・・・5点                                            |
| 加工品や直売等の導入・拡大 | 目標年度までに加工品や直売等の導入・拡大によりこれらに係る販売金額が増加する     | 加工品や直売等の販売額の増加に応じて加点<br>50万円以上・・・1点<br>100万円以上・・・2点<br>150万円以上・・・3点<br>200万円以上・・・4点<br>250万円以上・・・5点 |

## 7 ポイント配分基準について②

### 取組ポイント②

| 項目         | 内容                                                         | 点数                     |
|------------|------------------------------------------------------------|------------------------|
| 研修計画の作成    | 担い手育成計画に、就農に必要な知識や技術を習得できる研修計画を作成することとしている                 | 2点                     |
| 販売管理手法等の習得 | 担い手育成計画に、就農希望者に対して、組織の認定農業者等の有する①販路や②販売管理手法を習得できる実習が含まれている | ①と②で5点<br>いずれか一つの場合は2点 |
| 組織の育成体制    | 定款・規約において、就農希望者を支援するための複数の担当者あるいは部署が決まっている                 | 2点                     |

## 7 ポイント配分基準について③

就農希望者ポイント(就農希望者1人につき)

| 項目             | 点数                                                          |
|----------------|-------------------------------------------------------------|
| 就農希望者が60歳以下である | 年齢に応じて加点<br>60歳以下である・・・1点<br>50歳以下である・・・3点<br>40歳以下である・・・5点 |

地域ポイント

| 項目                   | 点数                                                                          |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 中山間ルネッサンス事業の対象地区である※ | 5点                                                                          |
| 地域計画が策定されている         | 協議が行われ、その結果が取りまとめられている・・・2点<br>目標地図の素案が作成されている・・・4点<br>地域計画(案)が策定されている・・・5点 |

※中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱の第3の3のアからシまでに掲げる地域に所在する助成対象者の取組。

## 8 採択方法について

採択については、以下のとおりとし予算の範囲内において決定します。

### 1 ポイントの算定方法

- ・ 基礎ポイント＝取組ポイント＋就農希望者ポイント＋地域ポイント
- ・ 基礎ポイントを補助金の投入効率を示す指標に換算（＝採択ポイント）

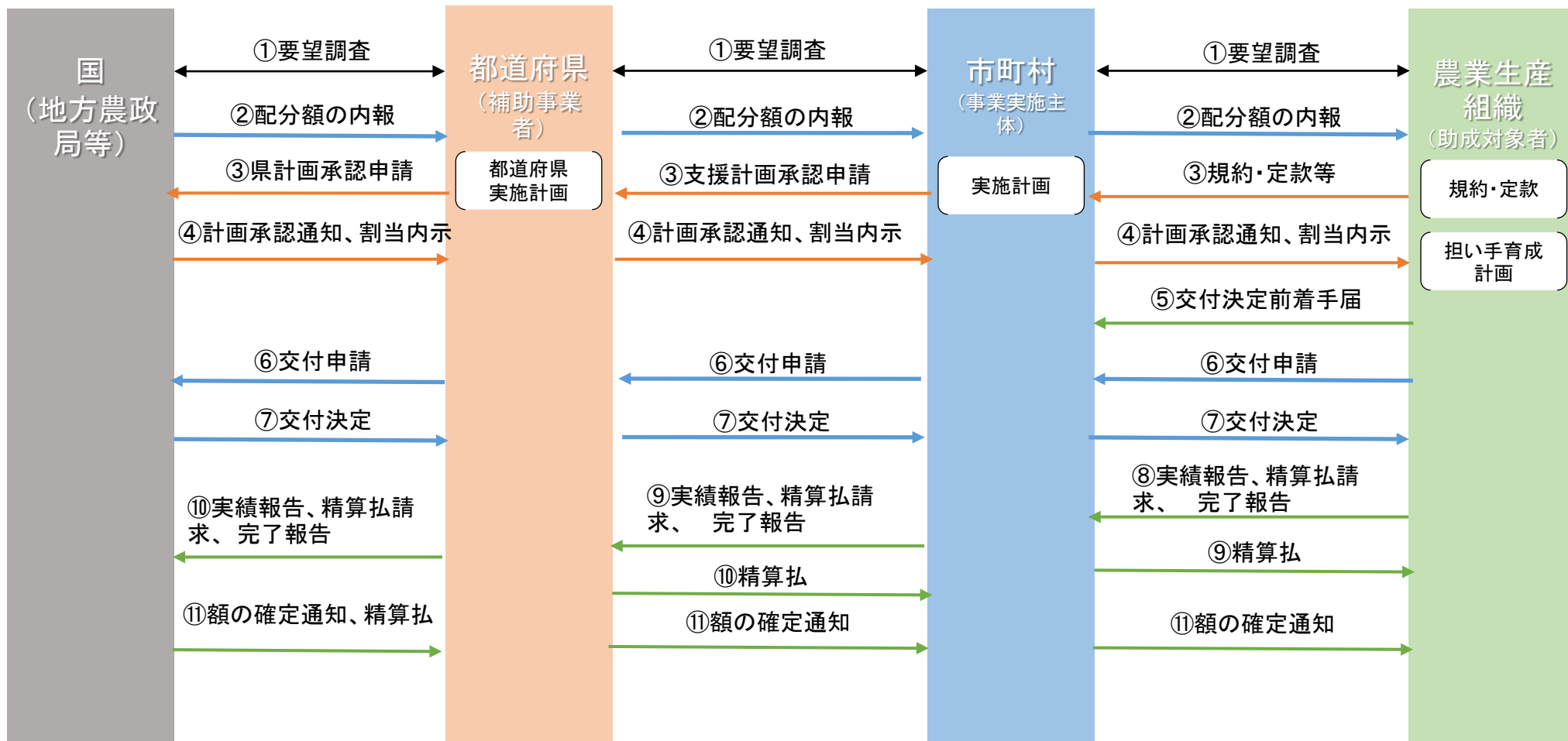
【採択ポイント＝基礎ポイント÷補助金額】

→ 採択ポイントの高い順に採択

### 2 ポイントを付けた項目の確認

- ・ ポイントを付けた項目については、目標年度まで、毎年度報告
- ・ 事業実施主体は、確実に達成されるように指導

# 9 手続きフローについて



## 10 問い合わせ先

本対策による農業生産組織等への支援は市町村を通じて行われます。

本対策の詳細については、市町村の農政担当部局や都道府県の農政担当部局又は以下の各地方農政局等へお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

|             |                |                           |                                            |
|-------------|----------------|---------------------------|--------------------------------------------|
| 農林水産省       | 経営局経営政策課       | 03-6744-0576(直通)          |                                            |
| 北海道農政事務所    | 生産経営産業部担い手育成課  | 011-330-8809(直通)          | 〔北海道〕                                      |
| 東北農政局       | 経営・事業支援部担い手育成課 | 022-263-1111(内線4070・4113) | 〔青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県〕                  |
| 関東農政局       | 経営・事業支援部担い手育成課 | 048-600-0600(内線3810・3811) | 〔茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県〕 |
| 北陸農政局       | 経営・事業支援部担い手育成課 | 076-263-2161(内線3915)      | 〔新潟県、富山県、石川県、福井県〕                          |
| 東海農政局       | 経営・事業支援部担い手育成課 | 052-201-7271(内線2443、3124) | 〔岐阜県、愛知県、三重県〕                              |
| 近畿農政局       | 経営・事業支援部担い手育成課 | 075-414-9017(直通)          | 〔滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県〕                 |
| 中国四国農政局     | 経営・事業支援部担い手育成課 | 086-224-4511(内線2184・2183) | 〔鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県〕      |
| 九州農政局       | 経営・事業支援部担い手育成課 | 096-211-9111(内線4317・4371) | 〔福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕             |
| 内閣府 沖縄総合事務局 | 農林水産部経営課       | 098-866-0031(内線83282)     | 〔沖縄県〕                                      |